

給水装置申請の注意点について

1. 設計審査に関すること

- ・ 図面作製においては、ハンドブックを確認のうえ、指定された項目を厳守して作成してください。提出前に必ず主任技術者が確認してください。
（例）メーター口径及び管種口径の記入、北を上向きに記載
- ・ 代理人選定届の代理人は市内の個人または法人としてください。
- ・ 工事着工前に必ず施工承認書（設計審査申請書の許可条件）を確認してください。
- ・ 施工内容に変更が生じる場合（特にメーター位置や一次側配管に関すること）は、速やかに局へ連絡し、指示を受けてください。
- ・ 給水装置申請書、竣工図面は厚紙（110K）で提出をお願いします。また、表面に加工がされている紙は使用しないでください。

2. 工事検査に関すること

- ・ 工事完了後は速やかに工事検査申請書類を提出してください。
- ・ 工事検査申請書の申請日は竣工予定日より前の日付で申請してください。
- ・ 水道メーター設置許可、既設管連結許可後は、水質の確認・機能試験（現地検査）の確認報告書を速やかに提出してください。この結果によって検査合格となります。
また、昨年度から残留塩素の他に「臭気・味・色・濁り」についても記入欄を設けておりますのでこれらの報告もお願いします。

3. 道路占用に関すること

- ・ 必ず道路管理者と事前協議をしてから提出してください。

4. その他

- ・ 協議等は16:00までをお願いします。また、毎週水曜の午後は、書類審査に専念するため、緊急の場合を除き来局相談・協議等は控えていただくようお願いします。